X土木工事市場単価

- 土木工事標準単価

土地改良事業等適用標準歩掛 (平成 17 年 9 月 29 日付け事調第 592 号農政部長通知) の一部改正

	最新設計単価の対象工事	最新設計単価の対象外工事
積算基準日	令和6年6月19日以降	令和6年8月21日以降

正 備考 X 十木工事市場単価·十木工事標準単価 X 十木工事市場単価・十木工事標準単価 X~2000 法面工 X~2000 法面工 1 適用範囲 1 適用範囲 【省略】 【省略】 2 市場単価の設定 2 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 2-1 市場単価の構成と範囲 【省略】 【省略】 2-3 加算率·補正係数 2-3 加算率·補正係数 (1) 加算率・補正係数の適用基準 (1) 加算率・補正係数の適用基準 表 2-3-1 加算率・補正係数の適用基準 表 2-3-1 加算率・補正係数の適用基準 規格・仕様 規格・仕様 適用基準 記号 備考 適用基準 記号 備考 S_0 S_0 S_1 加 算 施工規模 全体 全体 施工規模 1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単 1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単 S_2 S_2 数量 数量 価を率で加算する。 価を率で加算する。 S_3 S_3 表内、字句の追加 通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以 通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以 時間的制約を受ける場合 時間的制約を受ける場合 上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。 上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。 横 施工基面からの法面の垂 植生基材吹付工において、法面の垂直高が 45m超え 80m以下の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。ただし、施工基面より以下の場合 下面への施工は補正しない。 補 施工基面からの法面の垂 植生基材吹付工において、法面の垂直高が 45m超え 80m以下の場合は、直高が 45mを超え 80m 対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。ただし、施工基面より 対象 対象 K_2 K_2 数量 数量 以下の場合 下面への施工は補正しない。 枠内吹付の場合 吹付枠工で枠内吹付をする場合、対象となる規格・仕様の単価を係数で 枠内吹付の場合 吹付枠工で枠内吹付をする場合、対象となる規格・仕様の単価を係数で 〔植生基材吹付工〕 [植生基材吹付工] 補正する。また、対象となる数量は、枠内に吹付ける面積とする。 補正する。また、対象となる数量は、枠内に吹付ける面積とする。 【省略】 【省略】

TF. 備考

(2) 加算率・補正係数の数値

	区分	記号	機械播種施工による植生工				
	ム カ		植生基材吹付工	客土吹付工	種子散布工		
		S ₀	1,000 ㎡以上	1,000 ㎡以上	1,000 ㎡以上		
		0	0%	0%	0%		
			500 ㎡以上	500 ㎡以上	500 ㎡以上		
		S_1	1,000 ㎡未満	1,000 ㎡未満	1,000 ㎡未満		
			<u>10</u> %	<u>10</u> %	<u>15</u> %		
加	施工規模	S 2	250 ㎡以上	250 ㎡以上	250 ㎡以上		
算率			500 ㎡未満	500 ㎡未満	500 ㎡未満		
率			<u>15</u> %	<u>15</u> %	<u>25</u> %		
		S 3	<u>100 ㎡以上</u>	<u>100 ㎡以上</u>	<u>100 ㎡以上</u>		
			250 ㎡未満	250 ㎡未満	250 ㎡未満		
			<u>25</u> %	<u>25</u> %	<u>45</u> %		
		0	<u>100 ㎡未満</u>	<u>100 ㎡未満</u>	<u>100 ㎡未満</u>		
		<u>S</u> ₄	<u>50%</u>	<u>50%</u>	<u>60%</u>		
補	時間的制約を受ける場合	K 1	1.05	1.05	1. 10		
正	施工基面からの法面垂直高が45m	TZ.	1 10				
係数	を超え80m以下の場合	K_2	1. 10	_	_		
数	枠内吹付の場合	К 3	0.80	_	_		

- (注 1) 施工規模加算率(S_1 、 S_2 、 S_3 または S_4)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K_1)が重複する場合 は、施工規模加算率のみを対象とする。
- (注2) 法面垂直高補正(K₂)は、標準垂直高を超える面積(対象数量)についてのみ補正する。
- (注 3) 植生基材吹付工における補正係数 (K_1, K_2) については、枠内吹付の場合も同じ係数を使用するものとす る。
- (注4) 1工事において、通常の吹付工と枠内吹付工がある場合、同種の吹付に限り施工規模は合計数量で判定する。
- (注5) 種子散布工については、1工事において、法面部と平面部に施工する場合、施工規模は合計数量で判定する。
- (注 6) 枠内吹付補正(K₃)は、法面清掃、ラス金網設置費用を含まないための補正である。

表 2-3-3 加算率・補正係数の数値

公2 0 0 加升中 间上所数0 数值								
				人力施工による植生工				
	区分		植生マットエ 植生シートエ	植生筋工	筋芝工	張芝工	繊維ネット工	
		So	1,000 ㎡以上	500 ㎡以上	500 ㎡以上	500 ㎡以上	1,000 ㎡以上	
		°	0%	0%	0%	0%	0%	
			500 ㎡以上	300 ㎡以上	300 ㎡以上	300 ㎡以上	500 ㎡以上	
	施工規模	S 1	1,000 ㎡未満	500 ㎡未満	500 ㎡未満	500 ㎡未満	1,000 ㎡未満	
加質			<u>10</u> %	<u>20</u> %	<u>20</u> %	<u>20</u> %	<u>10</u> %	
加算率	旭上州快		<u>250 ㎡以上</u>	<u>100 ㎡以上</u>	<u>100 ㎡以上</u>	<u>100 ㎡以上</u>	<u>100 ㎡以上</u>	
'			500 ㎡未満	300 ㎡未満	300 ㎡未満	300 ㎡未満	500 ㎡未満	
			<u>20</u> %	<u>40</u> %	<u>40</u> %	<u>40</u> %	<u>20</u> %	
		V	250 ㎡未満	<u>100 ㎡未満</u>	<u>100 ㎡未満</u>	<u>100 ㎡未満</u>	<u>100 ㎡未満</u>	
		\underline{S}_3	<u>35%</u>	<u>50%</u>	<u>50%</u>	<u>50%</u>	<u>35%</u>	
補係 正数	時間的制約を受ける 場合	К 1	1.05	1. 15	1. 15	1. 15	1. 05	

- (注 1) 施工規模加算率(S₁、S₂またはS₃)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工 (注 1) 施工規模加算率(S₁ またはS₂)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工 字句の追加及び 規模加算率のみを対象とする。
- (注2) 1工事において、植生マットと植生シートを使用する場合、または植生シート工の標準品と環境品を使用する 場合、施工規模合計施工数量で判定する。
- (注3) 張芝工については、1工事において法面部と平面部に施工する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。

(2) 加算率・補正係数の数値

区 分		記号	機械播種施工による植生工				
			植生基材吹付工	客土吹付工	種子散布工		
		S ₀	1,000 ㎡以上	1,000 ㎡以上	1,000 ㎡以上		
		3 3	0%	0%	0%		
			500 ㎡以上	500 ㎡以上	500 ㎡以上		
		S_1	1,000 ㎡未満	1,000 ㎡未満	1,000 ㎡未満		
			<u>5</u> %	<u>5</u> %	<u>10</u> %		
加			250 ㎡以上	250 ㎡以上	250 ㎡以上		
加算率	施工規模	S $_2$	500 ㎡未満	500 ㎡未満	500 ㎡未満		
率			<u>10</u> %	<u>10</u> %	<u>20</u> %		
		S 3					
			250 ㎡未満	250 ㎡未満	250 ㎡未満		
			<u>20</u> %	<u>20</u> %	<u>40</u> %		
補	時間的制約を受ける場合	K 1	1.05	1.05	1. 10		
補正係数	施工基面からの法面垂直高が45m	K_2	1. 10	_	_		
係数	を超え 80m以下の場合	11 2	1. 10				
釵	枠内吹付の場合	К 3	0.80		_		

(注 1) 施工規模加算率(S_1 、 S_2 または S_3)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K_1)が重複する場合は、施 | 字句の追加及び 工規模加算率のみを対象とする。

- (注 3) 植生基材吹付工における補正係数 (K_1, K_2) については、枠内吹付の場合も同じ係数を使用するものとす る。
- (注4) 1工事において、通常の吹付工と枠内吹付工がある場合、同種の吹付に限り施工規模は合計数量で判定する。
- (注5) 種子散布工については、1工事において、法面部と平面部に施工する場合、施工規模は合計数量で判定する。
- (注 6) 枠内吹付補正(K₃)は、法面清掃、ラス金網設置費用を含まないための補正である。

(注2) 法面垂直高補正(K2)は、標準垂直高を超える面積(対象数量)についてのみ補正する。

表 9-3-3 加質索・補正係粉の粉値

	衣 2-3-3 加昇率・補止係数の数値									
				人力施工による植生工						
	区 分		植生マットエ 植生シートエ	植生筋工	筋芝工	張芝工	繊維ネット工			
加算率		S ₀	1,000 ㎡以上 0%	500 ㎡以上 0%	500 ㎡以上 0%	500 ㎡以上 0%	1,000 ㎡以上 0%			
	施工規模	S 1	500 ㎡以上 1,000 ㎡未満 <u>5</u> %	300 ㎡以上 500 ㎡未満 <u>15</u> %	300 ㎡以上 500 ㎡未満 <u>15</u> %	300 ㎡以上 500 ㎡未満 <u>15</u> %	500 ㎡以上 1,000 ㎡未満 <u>5</u> %			
		S 2		300 ㎡未満 <u>35</u> %	300 ㎡未満 <u>35</u> %	300 ㎡未満 <u>35</u> %	500 ㎡未満 <u>15</u> %			
補係 正数	時間的制約を受ける 場合	K 1	1.05	1. 15	1. 15	1. 15	1.05			

規模加算率のみを対象とする。

- (注2) 1工事において、植生マットと植生シートを使用する場合、または植生シート工の標準品と環境品を使用する場 合、施工規模合計施工数量で判定する。
- (注3) 張芝工については、1工事において法面部と平面部に施工する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。

表内、字句及び数値 の追加、改正

表内、字句及び数値 の追加、改正

改正

数 正	<u> </u>	備考
2-4 直接工事費の算出 直接工事費=設計単価(注1)×設計数量 (注1) 設計単価=標準の市場単価×(1+S ₀ /100またはS ₁ /100、S ₂ /100、S ₃ /100、S ₄ /100)×(K ₁ ×K ₂ ×K ₃)	2-4 直接工事費の算出 直接工事費=設計単価(注 1)×設計数量	
3 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。(1) 植生基材吹付工 【省略】	 3 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 植生基材吹付工 【省略】 	字句の削除
【省略】	(6) 散水養生工を必要とする場合は、「H~4010 被覆シート張、養生(散水養生)」によるものとする。 【省略】	字句の削除

正 備考

X~2020 吹付枠工

1 適用範囲

【省略】

2 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

【省略】

2-3 加算率·補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2-3-1 加算率・補正係数の適用基準

	規格・仕様	適用基準	記号	備考
		標準	S ₀	
加			S 1	全体
加算率	施工規模	1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を	S_2	数量
率		率で加算する。	S ₃	数里
			S_4	
	時間的制約を	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に	K 1	
補	受ける場合	制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	11 1	対象
補正係数	ラス張工で法	 ラス張工で法面清掃を必要としない場合は、対象となる規格・仕様の単価を		数量
数	面清掃を必要	係数で補正する。	K $_2$	数里
	としない場合			

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2-3-2 加算率・補正係数の数値

		1 1	1114 71 271	
	区 分	記号	吹付枠工	ラス張工
			500m以上 0%	1,000 ㎡以上 0%
		S 1	250m以上 500m未満 20%	500 ㎡以上 1,000 ㎡未満 20%
加算率	施工規模	S ₂	 100m以上 250m未満 <mark>30</mark> %	250 ㎡以上 500 ㎡未満 35%
		S 3	<u>50m以上</u> 100m未満 <u>50</u> %	100 ㎡以上 250 ㎡未満 4 <u>5</u> %
			<u>50m未満</u> 80%	100 ㎡未満 60%
補正	時間的制約を受ける場合	K 1	1. 10	1. 15
係数	ラス張工で法面清掃を必要としない場合	K 2	_	0.75

⁽注 1) 施工規模加算率(S_1 、 S_2 、 S_3 または S_4)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K_1)が重複する 場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

【省略】

2-5 直接工事費の算出

直接工事費=設計単価(注1)×設計数量+加算額総金額(注2)

- (注1) 設計単価= {標準の市場単価× $(1+S_0/100$ または $S_1/100$ 、 $S_2/100$ 、 $S_3/100$ 、 $S_4/100$) $\}$ × (K_1) \times K ₂)
- (注2) 加算額総金額=加算額×総数量

【省略】

X~2020 吹付枠工

1 適用範囲

【省略】

2 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

【省略】

- 2-3 加算率·補正係数
- (1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2-3-1 加算率・補正係数の適用基準

	規格・仕様	適用基準	記号	備考
		標準	S ₀	
加算率	施工規模	1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を 率で加算する。	S ₁ S ₂ S ₃	全体 数量
補	時間的制約を 受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K 1	対象
補正係数	ラス張工で法 面清掃を必要 としない場合	ラス張工で法面清掃を必要としない場合は、対象となる規格・仕様の単価を 係数で補正する。	K 2	数量

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2-3-2 加算率・補正係数の数値

	区 分	記号	吹付枠工	ラス張工
			500m以上 0%	1,000 ㎡以上 0%
	施工規模	S 1	250m以上 500m未満 <u>10</u> %	500 ㎡以上 1,000 ㎡未満 <u>15</u> %
加算率		S 2	100m以上 250m未満 <u>20</u> %	250 ㎡以上 500 ㎡未満 <u>30</u> %
+		S 3	100m未満 <u>40</u> %	250 ㎡未満 <u>40</u> %
補正	時間的制約を受ける場合	K 1	1.10	1. 15
係数	ラス張工で法面清掃を必要としない場合	K_2	_	0.75

(注 1) 施工規模加算率(S_1 、 S_2 または S_3)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K_1)が重複する場 字句の追加及び 合は、施工規模加算率のみを対象とする。

改正

表内、字句及び数値 の追加、改正

表内、字句の追加

【省略】

2-5 直接工事費の算出

直接工事費=設計単価(注1)×設計数量+加算額総金額(注2)

- (注1) 設計単価={標準の市場単価× (1+S₀/100 またはS₁/100、S₂/100、S₃/100)}×(K₁ 字句の追加 \times K $_2$)
- (注 2) 加算額総金額=加算額×総数量

 改
 正

 現
 行

 備考

X~2040 鉄筋挿入工 (ロックボルトエ)

1 適用範囲

【省略】

2 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

【省略】

- 2-3 加算率·補正係数
- (1) 加算率・補正係数の適用基準

【省略】

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2-3-2 加算率・補正係数の数値

	<u> </u>	1 211 1	用业		
			現場条件		
	区分	記号	I	П	Ш
		S 0	200m以上 0%	200m以上 0%	_
加算率	施工規模	S 1	100m以上 200m未満 <u>20</u> %	100m以上 200m未満 <mark>20</mark> %	_
		S 2	100m未満 <u>35</u> %	100m未満 <u>35</u> %	_
補正	時間的制約を受ける場合	K 1	1. 10	1. 10	1. 15
係数	法面垂直高 20mを超え、30m以下の場合	K 2	1. 15	_	_

(注 1) 施工規模加算率(S_1 または S_2)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K_1)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

【省略】

X~2040 鉄筋挿入工(ロックボルトエ)

1 適用範囲

【省略】

2 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

【省略】

- 2-3 加算率·補正係数
- (1) 加算率・補正係数の適用基準

【省略】

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2-3-2 加算率・補正係数の数値

□		記号	現場条件		
	区分		I	П	Ш
		S 0	200m以上 0%	200m以上 0%	_
加算率	施工規模	S 1	100m以上 200m未満 <u>10</u> %	100m以上 200m未満 <u>10</u> %	_
		S 2	100m未満 <u>25</u> %	100m未満 <u>25</u> %	_
補正	時間的制約を受ける場合	K 1	1. 10	1. 10	1.15
係数	法面垂直高 20mを超え、30m以下の場合	K 2	1. 15	_	_

表内、数値の改正

(注 1) 施工規模加算率 (S_1 または S_2) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K_1) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

新	旧 対 照 表 現 行	備考
X~3020 防護柵設置工(横断・転落防止柵)	X~3020 防護柵設置工(横断・転落防止柵)	
1 適用範囲		
本資料は、市場単価方式による、柵高 70 cm以上 125 cm以下の防護柵設置工(横断・転落防止柵)に		
適用する。	用する。	
1-1 市場単価が適用できる範囲	1-1 市場単価が適用できる範囲	
(1) 新設・更新、撤去工事。	(1) 新設・更新、撤去工事。	
(2) 部材設置、部材撤去工事。	(2) 部材設置、部材撤去工事。	
1-2 市場単価が適用できない範囲	1-2 市場単価が適用できない範囲	
(1) 事故後の復旧工事(撤去)	(1) 事故後の復旧工事 (撤去)	
(2) 生活道路用柵の場合。		字句の追加
		番号の改正
 <u>(4)</u> 高さが 125 cm超の場合。	高さが 125 cm超の場合。	JJ
 (5) 門型の横断防止柵を車止めとして設置する場合。	 <u>(4)</u> 門型の横断防止柵を車止めとして設置する場合。	JJ
		II.
(7) 勾配が2割未満(1:2.0未満)の階段部、法面に設置する場合。	<u>(6)</u> 勾配が 2 割未満(1:2.0 未満)の階段部、法面に設置する場合。	IJ.
<u>(8)</u> その他、規格・仕様等が適合しない場合。	<u>(7)</u> その他、規格・仕様等が適合しない場合。	IJ.
【省略】	【省略】	
2 市場単価の設定	2 市場単価の設定	
2-1 市場単価の構成と範囲	2-1 市場単価の構成と範囲	
【省略】	【省略】	
2-3 加算率・補正係数	2-3 加算率・補正係数	
(1) 加算率・補正係数の適用基準	(1) 加算率・補正係数の適用基準	
【省略】	【省略】	

2 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

【省略】

- 2-3 加算率・補正係数
- (1) 加算率・補正係数の適用基準

【省略】

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2-3-2 加算率・補正係数の数値

	衣 2-3-2 加昇学・補止状数の数値								
			(;	防護柵設置 横断·転落防		防護柵		部材設置・撤	去
	区分	記号	土中建込	<u>コンクリート</u> <u>建込</u>	プ゚レキャストコンクリートブロック建込、	撤去	ビームまた はパネルの 設置	ビームまたは パネルの撤去	
		S 0	100m以上 0%	100m以上 0%	100m以上 0%	_	_	_	_
加算率	加 算 施工規模率	S 1	50m以上 100m未満 25%	100m未満 35%	100m未満 <u>25%</u> 	_	_	_	_
		S 2	50m未満 40%	_	_	_	_	_	_
	時間的制約を受 ける場合	K 1	1. 25	<u>1.35</u>	<u>1. 25</u>	1.35	1.35	1. 35	1. 25
補正係	補 正 係 数 支柱間隔 1m		1. 35	<u>1.50</u>	1. 35	1.50	1.50	1. 50	1.35
数 支柱間隔 1m K ₃ 2		2. 90		_					
	支柱間隔 1.5m	K_4	2. 00						
	支柱間隔 2m	K 5			1. 45				

- (注 1) 施工規模加算率 (S_1 または S_2) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K_1) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。
- (注 2) <u>防護柵設置の施工規模は、土中建込、コンクリート建込</u>、プレキャストコンクリートブロック建込<u>それ</u> <u>ぞれ1工事の全体数量で判断</u>する。

【省略】

2 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

【省略】

- 2-3 加算率・補正係数
- (1) 加算率・補正係数の適用基準

【省略】

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2-3-2 加算率・補正係数の数値

			防護柵設置 (横断·転落防止柵)			防護柵	部材設置・撤去					
	区分	記号	土中建込		プ゚レキャストコンクリート ブロック建込、 <u>コンクリート建込</u>	撤去	ビームまた はパネルの 設置	ビームまたは パネルの撤去	根巻きコンク リート設置			
		S ₀	100m以上 0%		100m以上 0%	_	_	_	_			
加算率	加 算 施工規模 率		50m以上 100m未満 25%		100m未満 <u>35%</u> <u>(25%)</u>	ı	_	_	_			
		S 2	50m未満 40%		_	_	_	_	_			
	時間的制約を受 ける場合	К 1	1. 25		1. 35 (1. 25)	1. 35	1. 35	1. 35	1. 25			
補正係数	夜間作業	К 2	1.35		1. 50 (1. 35)	1. 50	1. 50	1. 50	1. 35			
数	支柱間隔 1m	К 3			2.90				_			
	支柱間隔 1.5m	K_4			2.00				_			
	支柱間隔 2m	K 5		1.45								

- (注 1) 施工規模加算率 $(S_1$ または S_2) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K_1) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。
- (注 2) <u>加算率・補正係数の()内の係数は</u>、プレキャストコンクリートブロック建込<u>に適用</u>する。

【省略】

字句の改正

表内、字句及び数値の追加、削除、改正

<u>新</u> 改 正	現 行	備考
X~3030 防護柵設置工(落石防護柵)	X~3030 防護柵設置工(落石防護柵)	
1 適用範囲	1 適用範囲	
本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工(落石防護柵)に適用する。	本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工(落石防護柵)に適用する。	
1-1 市場単価が適用できる範囲	1-1 市場単価が適用できる範囲	
(1) 防護柵設置工のうち、落石防護柵(ストーンガード)設置および撤去に適用し、柵高は 4m以下、	(1) 防護柵設置工のうち、落石防護柵(ストーンガード)設置および撤去に適用し、柵高は 4m以下、	
支柱間隔は3mとする。	支柱間隔は3mとする。	
(2) 落石対策便覧(平成 <u>29</u> 年度版)に対応した製品を採用する場合。	(2) 落石対策便覧(平成 <u>12</u> 年度版)に対応した製品を採用する場合。	字句の改正
1-2 市場単価が適用できない範囲	1-2 市場単価が適用できない範囲	
(1) 柵高が 1.5m未満、または 4mを超える場合。	(1) 柵高が 1.5m未満、または 4mを超える場合。	
(2) 耐雪型のロープ・金網設置工(上弦材なし)の場合。	(2) 耐雪型のロープ・金網設置工(上弦材なし)の場合。	
(3) 耐雪型のロープ・金網設置工(上弦材付)で柵高が 3mを超える場合。	(3) 耐雪型のロープ・金網設置工(上弦材付)で柵高が 3mを超える場合。	
(4) 落雪(せり出し)防護柵設置工。	(4) 落雪(せり出し)防護柵設置工。	
(5) 支柱の塗装仕様が現場塗装の場合。	(5) 支柱の塗装仕様が現場塗装の場合。	
(6) 高エネルギー吸収柵の場合。	(6) 高エネルギー吸収柵の場合。	
(7) 落石対策便覧(平成 <u>12</u> 年度版)に対応した製品を採用する場合。	(7) 落石対策便覧(平成 <u>29</u> 年度版)に対応した製品を採用する場合。	字句の改正
(8) その他、規格・仕様等が適合しない場合。	(8) その他、規格・仕様等が適合しない場合。	
【省略】	【省略】	

改正	現 行	備考
X~3040 防護柵設置工(落石防止網)	X~3040 防護柵設置工(落石防止網)	
適用範囲 本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工(落石防止網)に適用する。 1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 資材持ち上げ直高が 45m以下で、覆式の鋼製防護柵設置工(落石防止網)の新設工事。 (2) 落石対策便覧(平成 29 年度版)に対応した製品を採用する場合。	 1 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工(落石防止網)に適用する。 1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 資材持ち上げ直高が45m以下で、覆式の鋼製防護柵設置工(落石防止網)の新設工事。 	字句の追加
1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 落石防止網(繊維網)設置工。 (2) ロープ伏工および密着型安定ネット工による落石予防工の場合。 (3) ポケット式の鋼製防護柵設置工(落石防止網)。 (4) アンカーの設置がコンクリートの基礎による場合。 (5) 落石対策便覧(平成12年度版)に対応した製品を採用する場合。 (6) その他、規格・仕様等が適合しない場合。	 1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 落石防止網(繊維網)設置工。 (2) ロープ伏工および密着型安定ネット工による落石予防工の場合。 (3) ポケット式の鋼製防護柵設置工(落石防止網)。 (4) アンカーの設置がコンクリートの基礎による場合。 (5) その他、規格・仕様等が適合しない場合。 	字句の追加番号の改正
	【省略】	

X~4000 道路標識設置工

1 適用範囲

【省略】

2 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

【省略】

- 2-3 加算率・補正係数
- (1) 加算率・補正係数の適用基準

【省略】

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2-3-2 加算率・補正係数の数値(設置)

		1 4	71 71 11	而正所数20 数值(数值)							
	区分	標		標識机	主設置	į	標識板設置			添架式標識板 取付金具設置	
	区	다	路側式	片持式	門型式	案内 (新設)	案内 (移設)	案内 以外	信号· 照明柱	歩道橋	基礎設置
		S 0	5 基以上 0%	3 基以上 0%	3 基以上 0%	(10 ㎡ 以上) 0%	(10 ㎡ 以上) 0%	5 基以上 0%	1	-	_
加算率	施工規模	S 1	3~4 基 <u>25</u> %	2基 40%	2基 40%	(10 ㎡ 未満) 5%	(10 ㎡ 未満) 30%	3~4 基 15%	_	_	_
		S 2	2 基以下 <u>35</u> %	1基 100%	1基 100%			2 基以下 25%			_
	時間的制約を受 ける場合	K 1	1. 10	1. 10	1.05	1.00	1.05	1. 15	1. 05	1. 05	1. 05
	夜間作業	K_2	1.30	1.35	1. 35	1.05	1.35	1.50	1. 15	1. 25	1. 25
補正係数	障害物のある場 合	К 3	_	_	_	_	_	_	_	_	1. 25
数	門型標識柱の基 礎設置の場合	K 4	_	_	_	_	_	_	_	_	1. 10
	景観色塗装柱の 場合	K 5	1. 10		_	_		_			_
T /	ν m/z ¶	•	·						•		

【省略】

表 2-3-3 加算率・補正係数の数値(撤去)

	区 分		標識柱·基礎撤去	標識柱撤去			反撤去 (左上)(1)	添架式 標識板撤去	基礎撤去
			路側式	片持式	門型式	案内	案内以外		
		S ₀	5 基以上	3 基以上	3 基以上	(10 ㎡以上)	5 基以上	_	_
		5 0	0%	0%	0%	0%	0%		
加算率	施工規模	S ₁	3~4 基	2基	2基	(10 ㎡未満)	3~4 基	_	_
率	旭上水池	51	<u>25</u> %	40%	40%	30%	15%		
'		0	2 基以下	1基	1基		2 基以下		
		S $_2$	<u>35</u> %	100%	100%	_	25%	_	_
補正	時間的制約を	К 1	1. 10	1. 10	1.05	1. 05	1. 15	1.05	1. 05
係数	受ける場合	11 1	1. 10	1. 10	1.05	1.05	1. 10	1.05	1.00
怵奴	夜間作業	K_2	1.50	1. 35	1. 35	1. 35	1.50	1.25	1. 35

【省略】

X~4000 道路標識設置工

1 適用範囲

【省略】

2 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

【省略】

- 2-3 加算率・補正係数
- (1) 加算率・補正係数の適用基準

【省略】

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2-3-2 加算率・補正係数の数値(設置)

	区分		標識柱・ 基礎設置	標識村	主設置	į,	標識板設置		添架式標識板 取付金具設置		- 基礎設置
	区 ガ	記号	路側式	片持式	門型式	案内 (新設)	案内 (移設)	案内 以外	信号· 照明柱	歩道橋	左 礎
		S o	5 基以上 0%	3 基以上 0%	3 基以上 0%	(10 ㎡ 以上) 0%	(10 ㎡ 以上) 0%	5 基以上 0%	_	_	_
加算率	施工規模	S 1	3~4 基 <u>15</u> %	2基 40%	2基 40%	(10 ㎡ 未満) 5%	(10 ㎡ 未満) 30%	3~4 基 15%	_	_	_
		S 2	2基以下 <u>25</u> %	1基 100%	1基 100%			2 基以下 25%	_	_	_
	時間的制約を受 ける場合	K 1	1. 10	1. 10	1.05	1.00	1. 05	1. 15	1.05	1.05	1. 05
	夜間作業	K_2	1.30	1.35	1.35	1.05	1. 35	1.50	1. 15	1. 25	1. 25
補正係数	障害物のある場 合	Кз	_	_	_	_	_	_	_	_	1. 25
数	門型標識柱の基 礎設置の場合	К 4	_	_	_	_	_	_	_		1. 10
	景観色塗装柱の 場合	K 5	1. 10	_	_	_	_	_	_	_	_

【省略】

表 2-3-3 加算率・補正係数の数値(撤去)

	公 2 0 0 加升中 Ⅲ正/K 5 0 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0										
	区分		標識柱· 基礎撤去	標識柱撤去		標識材	反撤去	添架式	基礎撤去		
			路側式	片持式	門型式	案内	案内以外	標識板撤去			
		S ₀	5 基以上	3 基以上	3 基以上	(10 ㎡以上)	5 基以上	_	_		
t		5	0%	0%	0%	0%	0%				
加算率	施工規模	S 1	3~4 基	2 基	2基	(10 ㎡未満)	3~4 基	_	_		
率	旭山州兴		<u>15</u> %	40%	40%	30%	15%				
		S ₂	2 基以下	1 基	1基	_	2 基以下	_	_		
		5 2	<u>25</u> %	100%	100%		25%				
補正係数	時間的制約を 受ける場合	К 1	1. 10	1. 10	1.05	1.05	1. 15	1.05	1. 05		
小水数	夜間作業	K_2	1.50	1. 35	1.35	1. 35	1. 50	1. 25	1. 35		
							·		•		

【省略】

表内、数値の改正

表内、数値の改正

X~4020 区画線工[標準単価]

1 適用範囲

【省略】

3 適用に当たっての留意事項

標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取り扱いは、下表の通りとする。

【省略】

<参考資料>

標準的な材料使用量

・溶融式 (手動)

1,000m当り

名 称	適用	単位	破線	ゼフ	ブラ	矢印・記号・文字
4T 1/1/	迎		30 ст	30 ст	45 cm	15 cm
	厚 1.5 mm	1	1130	1130	1700	570
 塗 料	(厚 1.0mm)	kg	(780)	(780)	(1170)	(390)
	厚 1.5 mm排水性舗装	kg	1695	1695	2550	855
	(厚 1.0 mm) "	Ng	(1170)	(1170)	(1755)	(585)
ガラスビーズ	JIS R 3301 1 号	kg	50	50	75	25
プライマー	トラフィックペイント 接着用	kg	50	50	75	25
	供用区間		<u>73</u>	<u>77</u>	<u>89</u>	<u>100</u>
軽油	排水性舗装	т	<u>77</u>	<u>81</u>	<u>94</u>	<u>105</u>
牲 田	未供用区間	L	<u>66</u>	<u>70</u>	<u>81</u>	<u>91</u>
	排水性舗装で未供用区間		<u>70</u>	<u>74</u>	<u>85</u>	<u>96</u>

- (注1) 使用材料の塗料、ガラスビーズ、プライマーはロス分を含む数量である。
- (注2) プロパンガス等の費用は主材料(燃料、ガラスビーズ、プライマー、燃料)の5%を計上する。

・ペイント式(車載式)

1,000m当り

名 称	適用	単位	実線	破線
7 <u>1</u> 7/1	<u> </u>	平匹	15 cm	15 ст
塗 料	加熱式で施工する場合	т	70	70
堂 科	常温式で加熱する場合	L	50	50
ガラスビーズ	加熱式で施工する場合	1	59	59
ガノベレーベ	常温式で加熱する場合	kg	39	39
軽 油	供用区間	т	<u>33</u>	40
軽油	未供用区間	L	<u>26</u>	<u>31</u>

- (注1) 使用材料の塗料、ガラスビーズはロス分を含む数量である。
- (注2) プロパンガス、希釈剤等の費用は主材料(燃料、ガラスビーズ、燃料)の3%を計上する。

X~4020 区画線工[標準単価]

1 適用範囲

【省略】

3 適用に当たっての留意事項

標準単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取り扱いは、下表の通りとする。

【省略】

<参考資料>

標準的な材料使用量

・溶融式 (手動)

1,000m当り

名 称	適用	単位	破線	ゼブラ		矢印・記号・文字
4T 1/1	<u>10</u> /1	平匹	30 cm	30 ст	45 cm	15 cm
	厚 1.5 mm	1	1130	1130	1700	570
 塗 料	(厚 1.0mm)	kg	(780)	(780)	(1170)	(390)
坐 村	厚 1.5 mm排水性舗装	kg	1695	1695	2550	855
	(厚 1.0 mm) "	Kg	(1170)	(1170)	(1755)	(585)
ガラスビーズ	JIS R 3301 1 号	kg	50	50	75	25
プライマー	トラフィックペイント 接着用	kg	50	50	75	25
	供用区間		<u>80</u>	<u>84</u>	<u>98</u>	<u>110</u>
軽油	排水性舗装	L	<u>84</u>	<u>89</u>	<u>103</u>	<u>116</u>
<u>性</u> 田	未供用区間	L	<u>73</u>	<u>77</u>	<u>89</u>	<u>100</u>
	排水性舗装で未供用区間		<u>77</u>	<u>81</u>	<u>94</u>	<u>105</u>

表内、数値の改正

- (注1) 使用材料の塗料、ガラスビーズ、プライマーはロス分を含む数量である。
- (注2) プロパンガス等の費用は主材料(燃料、ガラスビーズ、プライマー、燃料)の5%を計上する。

ペイント式(車載式)

1,000m当り

名 称	適用	単位	実線	破線
>□ 441.	<u> </u>	十匹	15 ст	15 ст
塗 料	加熱式で施工する場合	т	70	70
堂 科	常温式で加熱する場合	L	50	50
ガラスビーズ	加熱式で施工する場合	1	59	59
	常温式で加熱する場合	kg	39	39
軽油	供用区間	т	<u>34</u>	<u>41</u>
軽油	未供用区間	L	<u>27</u>	<u>32</u>

表内、数値の改正

- (注1) 使用材料の塗料、ガラスビーズはロス分を含む数量である。
- (注2) プロパンガス、希釈剤等の費用は主材料(燃料、ガラスビーズ、燃料)の3%を計上する。

・区画線消去(削り取り式)燃料使用量

1,000m当り

		1,
名 称	単位	15 cm換算
軽油	L	<u>62</u>
ガソリン	L	35

・ペイント式(手動式)

1,000m当り

名 称	適用	単位	実線	<u>ゼブラ</u>
√D /\(\psi\).		+112	15 cm換算	15 cm換算
塗 料	常温式	L	50	50
ガラスビーズ	JIS R 3301 1 号	kg	39	39
軽油	供用区間	т	<u>19</u>	<u>22</u>
1	未供用区間	L	<u>17</u>	<u>20</u>
ガソリン	供用区間	т	<u>2. 7</u>	<u>3. 2</u>
カクリン	未供用区間	L	<u>2. 5</u>	<u>2. 9</u>

- (注1) 使用材料の塗料、ガラスビーズはロス分を含む数量である。
- (注2) プロパンガス、希釈剤等の費用は主材料(燃料、ガラスビーズ、燃料)の3%を計上する。

【省略】

・区画線消去(削り取り式)燃料使用量

 1,000m当り

 名称
 単位
 15 cm換算

 軽油
 L
 67

 ガソリン
 L
 37

・ペイント式(手動式)

1,000m当り

表内、数値の改正

表内、数値の改正

夕 称	名 称 適 用		実 線	破線
2 <u>1</u> 47			15 cm換算	15 cm換算
塗 料	常温式	L	50	50
ガラスビーズ	JIS R 3301 1 号	kg	39	39
軽油	供用区間	т	<u>20</u>	<u>24</u>
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	未供用区間	L	<u>18</u>	<u>21</u>
ガソリン	供用区間	т	<u>2. 6</u>	<u>3. 1</u>
7797	未供用区間	L	<u>2. 4</u>	<u>2. 8</u>

- (注1) 使用材料の塗料、ガラスビーズはロス分を含む数量である。
- (注2) プロパンガス、希釈剤等の費用は主材料(燃料、ガラスビーズ、燃料)の3%を計上する。

X~7000 水路構造物工[標準単価]

1 適用範囲

【省略】

2 施工概要

2-1 施工フロー

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。

工種	標	準単	価]	床	İ	基	敷	据		埋	!	残
上、作	機	労	材		į	 	礎	モ			; ;	į	+
U・V型側溝	0	0	×		- - - - - - -		砕	 ルタ			戻		上 処
					 b	i ! !	石	ル	付		し	i ! !	理

- (注1) 側溝本体、基礎砕石の材料費は含まない。
- (注2) 敷モルタルの材料費(ロス含む)は含む。
- (注3) 据付に必要なクレーン及びカッターブレード、コンクリートカッター、目地モルタル、U・V型側溝損失 分の費用、現場内小運搬等の費用を含む。

(注4) 側溝本体の切断により生じる粉塵の処理については、別途考慮する。

規格・仕様の単価を係数で補正する。

(注5) 基面整正は含まない。

【省略】

2-3 補正係数

(1) 補正係数の適用基準

規格・仕様

工しない場合

再利用撤去

 L=1,000 を使用する側溝本体の長さ(L)が1,000mmの場合は、対象となる規格・仕様用する場合
 K1

 L=4,000 を使用する側溝本体の長さ(L)が4,000mmの場合は、対象となる規格・仕様用する場合
 K2

 補正する場合
 法面小段面部における作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。

 法面が提示
 法面縦排水部における作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。

 基礎砕石を施基礎砕石を施工しない場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。
 K4

再利用を目的とした側溝本体及び蓋版本体の撤去作業の場合は、対象となる

表 2-3-1 補正係数の適用基準

適用基準

X~7000 水路構造物工[標準単価]

1 適用範囲

【省略】

2 施工概要

2-1 施工フロー

標準単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。

工種	標	準単	価	床		基		敷		据		埋		残
上 俚	機	労	材			礎		モ					i	+
				掘	→	THE	>	ル	>		→	戻		
U・V型側溝	\bigcirc	0	×	1/111		砕		タ						処
				り		石		ル		付		し		理

- (注1) 側溝本体、基礎砕石の材料費は含まない。
- (注2) 敷モルタルの材料費(ロス含む)は含む。
- (注3) 据付に必要なクレーン及びカッターブレード、コンクリートカッター、目地モルタル、U・V型側溝損失分の費用、現場内小運搬等の費用を含む。

(注4) 基面整正は含まない。

【省略】

記号 備考

2-3 補正係数

(1) 補正係数の適用基準

表 2-3-1 補正係数の適用基準

	規格・仕様	適用基準	記号	備考
	L=1,000 を使 用する場合	使用する側溝本体の長さ (L) が 1,000 mmの場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K 1	
	L=4,000 を使 用する場合	使用する側溝本体の長さ (L) が 4,000 mmの場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K 2	
補	<u>L=5,000 を使</u> 用する場合	使用する側溝本体の長さ (L) が 5,000 mmの場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	<u>K</u> 3	対象数量
正係				
数	法面縦排水	法面縦排水部における作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で 補正する。	<u>K</u> 5	軍
	基礎砕石を施 工しない場合	基礎砕石を施工しない場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	<u>K</u> 6	
	再利用撤去	再利用を目的とした側溝本体及び蓋版本体の撤去作業の場合は、対象となる 規格・仕様の単価を係数で補正する。	<u>K</u> ₇	

表内、字句の削除及び改正

字句の追加

番号の改正

 改
 正

 現
 行

 備 考

(2) 補正係数の数値

表 2-3-2 補正係数の数値

区 分	記号	U・V型側溝	蓋 版
L=1,000 を使用する場合	K 1	1. 17	1
L=4,000 を使用する場合	K_2	0. 93	-
			_
法面小段面	<u>K</u> 3	1. 21	1.00
法面縦排水	<u>K</u> 4	1. 38	_
基礎砕石を施工しない場合	<u>K</u> 5	0.87	_
再利用撤去	<u>K</u> 6	0. 51	0.62
	L=1,000 を使用する場合 L=4,000 を使用する場合 法面小段面 法面縦排水 基礎砕石を施工しない場合	L=1,000 を使用する場合 K1 L=4,000 を使用する場合 K2 法面小段面 K3 法面縦排水 K4 基礎砕石を施工しない場合 K5 再利用数式	L=1,000 を使用する場合 K1 1.17 L=4,000 を使用する場合 K2 0.93 法面小段面 K3 1.21 法面縦排水 K4 1.38 基礎砕石を施工しない場合 K5 0.87 再利用数式 0.51

(注 1) L=1,000 を使用する場合の補正係数 (K_1) 、L=4,000 を使用する場合の補正係数 (K_2) _

が補正の対象としているのは、U・V型側溝L=2,000であり、

各々の個当り質量を2mに換算し、適合する規格・仕様の単価を係数で補正する。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費=設計単価(注1)×設計数量+材料費(注2または注3)

- (注 1) 設計単価=土木工事標準単価× $(K_1 \times K_2 \times \cdots \times K_6)$
- (注2) 材料費=側溝材料単価×設計数量+基礎砕石材料単価×設計数量×1.20 (ロス率)
- (注3) 材料費=蓋版材料単価×設計数量

【省略】

(2) 補正係数の数値

表 2-3-2 補正係数の数値

表内、字句及び数値の削除、改正

字句の削除

字句の改正

	区分	記号	U・Ⅴ型側溝	盖版
	L=1,000 を使用する場合		1. 17	_
	L=4,000 を使用する場合	K 2	0. 93	_
補工	L=5,000 を使用する場合	<u>K</u> 3	<u>0.88</u>	_
正係	法面小段面	<u>K</u> 4	1. 21	1.00
数	法面縦排水	<u>K</u> 5	1.38	_
,,,,	基礎砕石を施工しない場合	<u>K</u> ₆	0.87	_
	再利用撤去	<u>K</u> ₇	0.51	0.62

(注 1) L=1,000 を使用する場合の補正係数 (K_1) 、 L=4,000 を使用する場合の補正係数 (K_2) <u>及びL=5,000 を使用する場合の補正係数 (K_3) </u> が補正の対象としているのは、 $U \cdot V$ 型側溝L=2,000 であり、各々の個当り質量を 2mに換算し、適合する規格・仕様の単価を係数で補正する。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費=設計単価(注1)×設計数量+材料費(注2または注3)

- (注 1) 設計単価=土木工事標準単価× $(K_1 \times K_2 \times \cdots \times K_7)$
- (注2) 材料費=側溝材料単価×設計数量+基礎砕石材料単価×設計数量×1.20 (ロス率)
- (注3) 材料費=蓋版材料単価×設計数量

F 水路工

土地改良事業等適用標準歩掛 (平成 17 年 9 月 29 日付け事調第 592 号農政部長通知) の一部改正

	最新設計単価の対象工事	最新設計単価の対象外工事
積算基準日	令和6年6月19日以降	令和6年8月21日以降

F 水路工

F~1140 長尺コンクリートフリューム据付

1 適用範囲

本資料は、1 本の長さが 4m以上 10m以下で質量が 14.0 t /本以下のコンクリートフリュームの据付 に適用する。

ただし、1本の長さが_____4mで5.80 t /本以下については、土木工事標準単価による。

2 施工歩掛

長尺コンクリートフリュームの据付歩掛は次表を標準とする。

表 2-1 長尺コンクリートフリューム据付歩掛

(10m当り)

材料規格	 名	 規 格	単位	数量	備考
長 さ (m)	47 77	/元 1日 ⁷	干压	数 里	IM 47
	土木一般世話役		人	0.2	
4. 0	特 殊 作 業 員		"	0.2	
5. 0	普 通 作 業 員		"	0.6	
	各種クレーン	油圧伸縮ジブ型〇t吊	日	0.2	表 2-2
	土木一般世話役		人	0. 1	
8.0以上	特殊作業員		"	0. 1	
10.0以下	普 通 作 業 員		"	0.6	
	各種クレーン	油圧伸縮ジブ型〇t吊	月	0. 1	表 2-2

- (注1) トラッククレーン及びラフテレーンクレーンの規格は表2-2による。ただし、現場条件等により、これによりがたい場合は別途考慮する。
- (注 2) 歩掛は運搬距離 20m程度までの小運搬を含む据付作業であり、床掘、基礎、埋戻し等は含まない。
- (注3) 目地は設置費のみとし、資材費は別途計上とする。ただし、目地資材に、シーリング、熱融着式接合材を使用する場合は、設置手間についても別途計上とする。
- (注4) 支承等の据付は別途計上する。
- (注5) トラッククレーン及びラフテレーンクレーンは賃料とする。
- (注6) 再使用撤去歩掛は、据付歩掛の50%とする。

【省略】

F 水路工

F~1140 長尺コンクリートフリューム据付

1 適用範囲

本資料は、1 本の長さが 4m以上 10m以下で質量が 14.0 t /本以下のコンクリートフリュームの据付に適用する。

ただし、1本の長さが<u>、5mで 7.25 t /本、及び</u>4mで 5.80 t /本以下については、土木工事標準単価 字句の削除による。

2 施工歩掛

長尺コンクリートフリュームの据付歩掛は次表を標準とする。

表 2-1 長尺コンクリートフリューム据付歩掛

(10m当り)

材料規格 長 さ (m)	名称	規格	単位	数量	備考
	土木一般世話役		人	0. 2	
4.0	特殊作業員]]	0.2	
5.0	普通作業員]]	0.6	
	ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型〇t吊	目	0.2	表 2-2
	土木一般世話役		人	0.1	
8.0以上	特殊作業員		IJ	0.1	
10.0以下	普通作業員		IJ	0.6	
	各種クレーン	油圧伸縮ジブ型〇t吊	日	0.1	表 2-2

表内、字句の改正

- (注1) トラッククレーン及びラフテレーンクレーンの規格は表 2-2 による。ただし、現場条件等により、これによりがたい場合は別途考慮する。
- (注2) 歩掛は運搬距離 20m程度までの小運搬を含む据付作業であり、床掘、基礎、埋戻し等は含まない。
- (注3) 目地は設置費のみとし、資材費は別途計上とする。ただし、目地資材に、シーリング、熱融着式接合材を使用する場合は、設置手間についても別途計上とする。
- (注4) 支承等の据付は別途計上する。
- (注5) トラッククレーン及びラフテレーンクレーンは賃料とする。
- (注6) 再使用撤去歩掛は、据付歩掛の50%とする。

Q 海岸保全

土地改良事業等適用標準歩掛 (平成 17 年 9 月 29 日付け事調第 592 号農政部長通知) の一部改正

	最新設計単価の対象工事	最新設計単価の対象外工事
積算基準日	令和6年6月19日以降	令和6年8月21日以降

Q海岸保全

Q~3100 供用係数

1 供用係数

1-1 海上供用係数

【省略】

参考 2 就業時間別の船員供用係数

船舶供用係数 (α) と就業時間別船員供用係数 (β) (1 ワッチ制)

711/11 / 11 / 11 / 11 / 11 / 11 / 11 /												
				就業時間別の船員供用係数(β)								
	船舶				就業9時間		就業 10 時間		就業 11 時間			
係	数	供用係数	[超勤時	間 0h]	[超勤時	間 1h]	[超勤時	間 2h]	[超勤時	間 3h]	備	考
ラン	ク	(α)	[深夜時	間 0h]	[深夜時	間 0h]	[深夜時	問 0h]	[深夜時	間 0h]	ИHI	,
		(4)	船団長 高級船員	普通船員	船団長 高級船員	普通船員	船団長 高級船員	普通船員	船団長 高級船員	普通船員		
1		1.65	1.20	1.20	<u>1.31</u>	<u>1.31</u>	<u>1.42</u>	<u>1.42</u>	<u>1.53</u>	<u>1.54</u>		
2		1.80	1.30	1.30	<u>1.41</u>	<u>1.41</u>	<u>1. 52</u>	<u>1. 52</u>	<u>1.63</u>	<u>1.64</u>		
3		2.05	1.45	1.45	<u>1.56</u>	<u>1.56</u>	<u>1. 67</u>	<u>1. 67</u>	<u>1.78</u>	<u>1.79</u>		
4		2. 25	1.60	1.60	<u>1.71</u>	<u>1.71</u>	<u>1.82</u>	<u>1.82</u>	<u>1.93</u>	<u>1.94</u>		
5		2.45	1.70	1.70	<u>1.81</u>	<u>1.81</u>	<u>1. 92</u>	<u>1. 92</u>	<u>2.03</u>	<u>2.04</u>		
6		2.65	1.80	1.80	<u>1. 91</u>	<u>1. 91</u>	<u>2. 02</u>	<u>2. 02</u>	2.13	<u>2. 14</u>		
7		2.90	1.95	1.95	<u>2. 06</u>	<u>2. 06</u>	<u>2. 17</u>	<u>2. 17</u>	<u>2.28</u>	<u>2. 29</u>		
8		3. 20	2. 15	2. 15	<u>2. 26</u>	<u>2. 26</u>	<u>2. 37</u>	<u>2. 37</u>	<u>2.48</u>	2.49		
9		3. 70	2.40	2.40	2. 51	2.51	2.62	2.62	2.73	2.75		

船舶供用係数 (α) と就業時間別船員供用係数 (β) (2 ワッチ制)

			就業時間別の船員供用係数 (β)								
船舶		就業 16 時間		就業 18 時間		就業 20 時間		就業 22 時間			
係 数	供用係数	[超勤時	間 0h]	[超勤時	間 2h]	[超勤時	間 4h]	[超勤時	間 6h]	備	考
ランク	(α)	[深夜時	間 1h]	[深夜時	·間 3h]	[深夜時	間 4h]	[深夜時	間 6h]	ИП	.,
	(\array	船団長 高級船員	普通船員	船団長 高級船員	普通船員	船団長 高級船員	普通船員	船団長 高級船員	普通船員		
1	1.65	1.21	1.21	<u>1.34</u>	1. 35	<u>1. 47</u>	1.47	<u>1.60</u>	<u>1.60</u>		
2	1.80	1.31	1.31	<u>1. 44</u>	1. 45	<u>1. 57</u>	<u>1. 57</u>	<u>1.70</u>	<u>1.70</u>		
3	2.05	1.46	1.46	<u>1. 59</u>	1.60	<u>1.72</u>	<u>1.72</u>	<u>1.85</u>	<u>1.85</u>		
4	2.25	1.61	1.61	<u>1. 74</u>	1.75	<u>1.87</u>	<u>1.87</u>	<u>2.00</u>	<u>2. 00</u>		
5	2.45	1.71	1.71	<u>1.84</u>	1.85	<u>1. 97</u>	<u>1. 97</u>	<u>2. 10</u>	<u>2. 10</u>		
6	2.65	1.81	1.81	<u>1. 94</u>	1. 95	<u>2. 07</u>	<u>2.07</u>	<u>2. 20</u>	<u>2. 20</u>		
7	2.90	1.96	1.96	<u>2. 09</u>	2. 10	<u>2. 22</u>	<u>2. 22</u>	<u>2.35</u>	<u>2.35</u>		
8	3. 20	2. 16	2.16	<u>2. 29</u>	2.30	<u>2. 42</u>	<u>2.42</u>	<u>2.55</u>	<u>2. 55</u>		
9	3.70	2.41	2.41	<u>2. 54</u>	2. 55	<u>2. 67</u>	<u>2. 67</u>	2.80	<u>2.80</u>		

(注1) 就業時間別船員供用係数 (β) の算定式

 $\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times$ 割増対象賃金比×(1.25×超勤時間数+0.25×深夜時間数)÷ワッチ数 (小数 3 位四捨五入)

【省略】

Q海岸保全

Q~3100 供用係数

1 供用係数

1-1 海上供用係数

【省略】

参考 2 就業時間別の船員供用係数

船舶供用係数 (α) と就業時間別船員供用係数 (β) (1 ワッチ制)

				就業時間別の船員供用係数(β)								
		船舶	就業8時間		就業8時間 就業9時間 就業10時間		就業 11 時間					
係	数	供用係数	[超勤時	間 0h]	[超勤時	問 1h]	[超勤時	間 2h]	[超勤時	間 3h]	備	考
ラン	ノク	(α)	[深夜時	間 0h]	[深夜時	:間 0h]	[深夜時	問 0h]	[深夜時	問 0h]	νнэ	7
		(u)	船団長 高級船員	普通船員	船団長 高級船員	普通船員	船団長 高級船員	普通船員	船団長 高級船員	普通船員		
]	L	1.65	1. 20	1. 20	<u>1.32</u>	<u>1.32</u>	<u>1.43</u>	<u>1.43</u>	<u>1.55</u>	<u>1.55</u>		
2	2	1.80	1.30	1. 30	<u>1.42</u>	<u>1.42</u>	<u>1.53</u>	<u>1.53</u>	<u>1.65</u>	<u>1.65</u>		
3	}	2.05	1.45	1.45	<u>1. 57</u>	<u>1.57</u>	<u>1.68</u>	<u>1.68</u>	<u>1.80</u>	<u>1.80</u>		
4	1	2.25	1.60	1.60	<u>1.72</u>	<u>1.72</u>	<u>1.83</u>	<u>1.83</u>	<u>1. 95</u>	<u>1. 95</u>		
Ę	5	2.45	1.70	1.70	<u>1.82</u>	<u>1.82</u>	<u>1. 93</u>	<u>1. 93</u>	<u>2. 05</u>	<u>2. 05</u>		
6	3	2.65	1.80	1.80	<u>1. 92</u>	<u>1. 92</u>	2.03	2.03	2.15	<u>2. 15</u>		
7	7	2.90	1. 95	1. 95	<u>2. 07</u>	<u>2. 07</u>	<u>2. 18</u>	<u>2. 18</u>	<u>2.30</u>	<u>2. 30</u>		•
8	3	3. 20	2. 15	2. 15	<u>2. 27</u>	<u>2. 27</u>	<u>2.38</u>	<u>2.38</u>	<u>2.50</u>	<u>2. 50</u>		•
Ć)	3.70	2.40	2.40	<u>2. 52</u>	<u>2.52</u>	2.63	2.63	<u>2.75</u>	2.75		•

船舶供用係数 (α) と就業時間別船員供用係数 (β) (2 ワッチ制)

			就業時間別の船員供用係数(β)								
	船舶	就業1	就業 16 時間		就業 18 時間		就業 20 時間		就業 22 時間		
係 数	供用係数	[超勤時	間 0h]	[超勤時	間 2h]	[超勤時	·間 4h]	[超勤時	間 6h]	備	考
ランク	(α)	[深夜時	間 1h]	[深夜時	·間 3h]	[深夜時	·間 4h]	[深夜時	間 6h]	MI	,
	, ,	船団長 高級船員	普通船員	船団長 高級船員	普通船員	船団長 高級船員	普通船員	船団長 高級船員	普通船員		
1	1.65	1. 21	1. 21	<u>1.35</u>	1.35	1.48	<u>1.48</u>	<u>1.62</u>	<u>1.62</u>		
2	1.80	1. 31	1. 31	<u>1. 45</u>	1.45	<u>1.58</u>	<u>1.58</u>	<u>1.72</u>	<u>1.72</u>		
3	2.05	1.46	1.46	<u>1. 60</u>	1.60	<u>1.73</u>	<u>1.73</u>	<u>1.87</u>	<u>1.87</u>		
4	2. 25	1.61	1.61	<u>1. 75</u>	1.75	<u>1.88</u>	<u>1.88</u>	<u>2. 02</u>	<u>2. 02</u>		
5	2.45	1.71	1.71	<u>1.85</u>	1.85	<u>1. 98</u>	<u>1. 98</u>	<u>2. 12</u>	<u>2. 12</u>		
6	2.65	1.81	1.81	<u>1. 95</u>	1.95	<u>2. 08</u>	<u>2. 08</u>	<u>2. 22</u>	<u>2. 22</u>		
7	2.90	1.96	1.96	<u>2. 10</u>	2. 10	<u>2. 23</u>	<u>2. 23</u>	<u>2. 37</u>	<u>2. 37</u>		
8	3. 20	2. 16	2. 16	<u>2. 30</u>	2.30	<u>2. 43</u>	<u>2. 43</u>	<u>2. 57</u>	<u>2. 57</u>		
9	3. 70	2.41	2.41	<u>2. 55</u>	2.55	<u>2. 68</u>	<u>2. 68</u>	<u>2.82</u>	<u>2.82</u>		

(注1) 就業時間別船員供用係数 (β) の算定式

 $\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times$ 割増対象賃金比×(1. 25×超勤時間数+0. 25×深夜時間数)÷ワッチ数 (小数 3 位四捨五入)

【省略】

表内、数値の改正

表内、数値の改正

工事積算基準等の運用

Ⅱ 土地改良事業等工事積算基準等の運用

土地改良事業等適用標準歩掛 (平成 17 年 9 月 29 日付け事調第 589 号農政部長通知) の一部改正

	最新設計単価の対象工事	最新設計単価の対象外工事
積算基準日	令和6年6月19日以降	令和6年8月21日以降

TF. 備考

Ⅱ 土地改良事業等工事積算基準等の運用

9 土地改良事業等請負工事標準歩掛の運用事項

[全 般]

労務単価の補正方法を示されたい。

1-1 時間外や深夜作業を行う工事の積算

【省略】

4 労務単価の補正フローについて

【省略】

近年、現行の標準歩掛では対応できない管更正工法などの新技術等の活用による積算が必要となる 場合が生じるが、積算基準の適用について示されたい。

農政部制定の積算基準の取扱いや他官庁が制定した積算基準の準用等について、次のとおりとする。

(1) 農政部制定積算基準の取扱い

農政部所管の請負工事の発注にあたっては、これにより積算すること。

(2) 他官庁制定積算基準の取扱い

農政部制定積算基準内で積算できない場合で、建設部、水産林務部など農政部以外が制定した積算基 準や他官庁制定の積算基準を準用する場合は、適用工種・範囲の検証を行い準用すること。

(3) 別途歩掛等を策定する場合の取扱い

新技術等を活用する際に、前記(1)及び(2)が適用できない場合は、メーカー歩掛や工事資材等価 格調査、見積書により新たに歩掛や施工費を策定する必要がある。

また、メーカー歩掛や見積書により歩掛策定した工種について、受注者から希望がある場合は、工事 着手にあたり試験施工をあらかじめ行い、歩掛を検証すること(調査機関の実勢価格調査により策定し た施工費は除く)。

なお、大幅にかい離した場合には、設計変更で対応すること。

見積り方法及び検証方法は、「土地改良事業等請負工事歩掛見積り要領の制定について」(平成 20 年8月22日付け事調第571号)によること。

Ⅱ 十地改良事業等工事積算基準等の運用

9 土地改良事業等請負工事標準歩掛の運用事項

[全 般]

労務単価の補正方法を示されたい。

1-1 時間外や深夜作業を行う工事の積算

【省略】

4 労務単価の補正フローについて

【省略】

近年、現行の標準歩掛では対応できない管更正工法などの新技術等の活用による積算が必要となる 場合が生じるが、積算基準の適用について示されたい。

農政部制定の積算基準の取扱いや他官庁が制定した積算基準の準用等について、次のとおりとする。

(1) 農政部制定積算基準の取扱い

農政部所管の請負工事の発注にあたっては、これにより積算すること。

(2) 他官庁制定積算基準の取扱い

農政部制定積算基準内で積算できない場合で、建設部、水産林務部など農政部以外が制定した積算基 準や他官庁制定の積算基準を準用する場合は、適用工種・範囲の検証を行い準用すること。

(3) 別途歩掛等を策定する場合の取扱い

新技術等を活用する際に、前記(1)及び(2)が適用できない場合は、メーカー歩掛や工事資材等価 格調査、見積書により新たに歩掛や施工費を策定する必要がある。

また、工事施工にあたっては、歩掛策定時に想定した現場条件と実際の現場条件が異なることが予想 字句の改正 されるため、工事着手にあたり試験施工をあらかじめ行い、歩掛を検証すること(調査機関の実勢価格 調査により策定した施工費は除く)。

なお、大幅にかい離した場合には、設計変更で対応すること。

見積り方法及び検証方法は、「土地改良事業等請負工事歩掛見積り要領の制定について」(平成 20 年8月22日付け事調第571号)によること。

